

# 平成24年海津市議会第1回定例会

## ◎議事日程(第4号)

平成24年3月16日(金曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第3号 平成24年度海津市一般会計予算
- 日程第3 議案第4号 平成24年度海津市クレール平田運営特別会計予算
- 日程第4 議案第5号 平成24年度海津市月見の里南濃運営特別会計予算
- 日程第5 議案第6号 平成24年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計  
予算
- 日程第6 議案第7号 平成24年度海津市国民健康保険特別会計予算
- 日程第7 議案第8号 平成24年度海津市介護保険特別会計予算
- 日程第8 議案第9号 平成24年度海津市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第9 議案第10号 平成24年度海津市下水道事業特別会計予算
- 日程第10 議案第11号 平成24年度海津市水道事業会計予算
- 日程第11 議案第12号 平成24年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計予算
- 日程第12 議案第13号 平成24年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別  
会計予算
- 日程第13 議案第14号 平成24年度海津市介護老人保健施設事業特別会計予算
- 日程第14 議案第15号 平成24年度海津市駒野奥条入会財産区会計予算
- 日程第15 議案第16号 平成24年度海津市羽沢財産区会計予算
- 日程第16 議案第17号 平成23年度海津市一般会計補正予算(第7号)
- 日程第17 議案第18号 平成23年度海津市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第19号 平成23年度海津市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第20号 平成23年度海津市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第21号 平成23年度海津市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第27号 海津市水防団条例を廃止する条例について
- 日程第22 議案第22号 海津市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第23号 海津市暴力団排除条例の制定について
- 日程第24 議案第24号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例について
- 日程第25 議案第25号 海津市税条例等の一部を改正する条例について

- 日程第26 議案第26号 海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第28号 海津市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第29号 海津市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第30号 海津市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第31号 海津市障害児通園訓練施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第32号 海津市はばたき設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第33号 海津市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第34号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第35号 市道路線の認定について
- 日程第35 議案第36号 甲と海津市間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について
- 日程第36 議案第37号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について
- 日程第37 議案第38号 海津市下水道事業特別会計への繰入について
- 日程第38 議案第64号 海津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 請願第5号について
- 日程第40 報告第3号 専決処分の報告について
- 日程第41 議案第39号 海津市証人等の実費弁償に関する条例について
- 日程第42 派遣第1号 議員派遣について
- 日程第43 議会運営委員辞任の件
- 追加日程第1 発議第1号 議案第3号 平成24年度海津市一般会計予算に対する附帯決議について
- 追加日程第2 議会運営委員の選任
- 追加日程第3 下水道対策特別委員の選任

◎出席議員（17名）

1番	伊藤秋弘君	2番	山田武君
3番	赤尾俊春君	4番	浅井まゆみ君
5番	六鹿正規君	6番	藤田敏彦君
7番	山田勝君	8番	堀田みつ子君
9番	川瀬厚美君	10番	松岡光義君

11番	服 部 寿 君	12番	水 谷 武 博 君
13番	飯 田 洋 君	15番	星 野 勇 生 君
16番	永 田 武 秀 君	17番	西 脇 幸 雄 君
18番	森 昇 君		

---

◎欠席議員（なし）

---

◎欠員（1名）

---

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市 長	松 永 清 彦 君	副 市 長	後 藤 昌 司 君
教 育 長	横 井 信 雄 君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	福 田 政 春 君
総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局次長	青 木 彰 君	総務部財政課長	服 部 尚 美 君
企 画 部 長	伊 藤 恵 二 君	会 計 管 理 者	伊 藤 久 義 君
産 業 経 済 部 長	大 倉 明 男 君	建 設 部 長	丹 羽 功 君
水 道 環 境 部 長	高 木 武 夫 君	市 民 福 祉 部 長	木 村 元 康 君
市 民 福 祉 部 次 長 兼 福 祉 総 務 課 長	平 野 敏 君	消 防 長	吉 田 一 幸 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	三 木 孝 典 君	監 査 委 員 会 長 事 務 局 長	菱 田 義 博 君
農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	水 谷 明 寛 君		

---

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	大橋 茂 一	議会事務局課長 補佐兼総務係長	岡田 法 子
議会事務局 議事係長	中野 浩 二		

◎開議宣告

○議長（森 昇君） 皆さん、おはようございます。

定刻でございます。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 昇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において9番 川瀬厚美君、10番 松岡光義君を指名します。

---

◎議案第3号 平成24年度海津市一般会計予算

○議長（森 昇君） それでは日程第2、議案第3号 平成24年度海津市一般会計予算を議題とします。

予算特別委員会に審査が付託してありますので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算特別委員長 伊藤秋弘君。

[予算特別委員長 伊藤秋弘君 登壇]

○予算特別委員長（伊藤秋弘君） 皆様、おはようございます。

それでは、委員会報告をいたします。

平成24年3月15日、海津市議会議長 森昇様、予算特別委員会委員長 伊藤秋弘。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案、件名、結果の順に報告いたします。

議案第3号 平成24年度海津市一般会計予算、可決すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

ただいま御報告しました案件につきましては、委員16名全員出席のもと審査され、数多くの質疑に意見が出されました。

総括審議の後で会議規則第93条の規定により、六鹿委員から修正案が提出されました。修正案の内容につきましては、統合庁舎建設に係る歳入歳出予算を削除し、債務負担及び統合庁舎整備債をなくす内容でありました。この修正案につきまして、質疑、討論の後、採決しました結果、賛成少数で否決されました。

次に、原案について採決した結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上でございます。

○議長（森 昇君） 委員長報告が終わりました。

ここで、本案に対しては、六鹿正規君ほか2人からお手元に配りました修正の動議が提出されております。

これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

六鹿正規君。

〔5番 六鹿正規君 登壇〕

○5番（六鹿正規君） それでは、議案第3号 平成24年度海津市一般会計予算に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第115条の2及び会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

昨年、発生しました東日本大震災の教訓から、海津市の統合庁舎建設を見直しするためにも、今回平成24年度海津市一般会計予算のうち、統合庁舎整備関係にかかわる予算について削除した内容の予算に修正をいたしました。

先日の一般質問の中で触れられました合併算定がえ、市長も施政方針の中で述べられてみえます。市長は、平成23年度分の11億7,900万円だけ述べられ、私は平成17年から23年までの金額を示させていただき、議会を傍聴された皆様にも大きな関心を持っていただくことができました。そして、市長、恐らくあなたがつくられたのではないであろうと思われる答弁書を繰り返し読むだけのように感じられた質問者に対しても、また統合庁舎建設に首をかしげる市民がとても理解でき得ないような答弁、私は市長に住民投票、また来年行われるであろう市長選挙の争点にと提案もしました。

市長、改めてお願いをいたします。住民意識調査をされてはどうですか。大きなことを起こすときは住民の声を聞くことが必要でございます。垂井町でも関ヶ原町でも行いました。そのために予算を修正させていただきたく動議を出させていただきました。

この統合庁舎建設見直しをするために、歳出の2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費で、13節委託料において、統合庁舎整備工事監理委託料1,135万6,000円、統合庁舎整備備品リスト作成業務委託料50万円、15節工事請負費について、統合庁舎整備工事9億119万8,000円、合計で9億1,305万4,000円を減額するものであります。それに伴う財源である歳入としまして、17款繰入金、2項基金繰入金、3目公共施設整備基金繰入金で4,565万5,000円の減、18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で49万9,000円の減、20款市債、1項市債、1目総務債で8億6,690万円を減、合計で9億1,305万4,000円を減額するものであり、歳入歳出予算総額を148億7,194万6,000円に改めるものであります。あわせて第2表債務負担行

為の統合庁舎建設事業の限度額をゼロにし、第3表地方債の統合庁舎整備事業債の限度額をゼロにするものであります。

以上、修正の内容説明といたします。ありがとうございました。

○議長（森 昇君） これから、委員長報告及び修正案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号について、これより原案及び修正案について一括して討論を行います。

まず、修正案に反対者の発言を許可します。

水谷武博君。

〔12番 水谷武博君 登壇〕

○12番（水谷武博君） ただいま議長の許可を得ましたので、意見を申し上げさせていただきます。

議長を除く全議員から成る予算特別委員会でも、一般会計予算案に賛成する者として討論を申し上げました。

統合庁舎の建設には、総体的に賛同するものでございますが、特別委員会でも申し上げましたので、本会議では要点の幾つかを述べさせていただきます。

過去、市長の諮問機関であった統合庁舎検討懇談会の報告、また議会の庁舎検討特別委員会の結果等、手順を重ね、結果を踏まえ、さらに昨年発生した東日本大震災後の国交省木曾川下流河川事務所による津波のシミュレーションの結果、海津市には河川の遡上被害の可能性はないとの見解、統合庁舎の耐震に対する液状化があっても、支持層にくいを打つことで安全性が確保されること。南濃庁舎は築50年、平田庁舎は築45年、海津庁舎は築37年とそれぞれ老朽化が進み、耐震の性能は劣り、防災拠点として機能を確保するには、耐用年数を考えると不経済であると思います。

財政上も、合併をした市町村だけに与えられた財政上の恩典とも言える合併特例債を利用する有利性と公共施設整備基金で財源が確保されているものであり、統合庁舎の建設費が計上されている平成24年度海津市一般会計予算案に賛成するものであり、修正案には反対をいたします。

また、さきの一般質問でも意見が出されました。予算成立後の庁舎整備計画の情報公開等を市報かいつやホームページ等で公表するとの市長の考えも示されました。これも大いに賛同するものでございます。

以上、修正案に反対する討論を申し上げました。

○議長（森 昇君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 次に、修正案に賛成者の発言を許可します。

8番 堀田みつ子君。

〔8番 堀田みつ子君 登壇〕

○8番（堀田みつ子君） 議長の許可を得ましたので、ただいまの修正案に対する賛成の討論を行いたいと思います。

こうした修正案というものは、市長の思惑といいますか、それこそ大きな内容に余り離れてはいけないというふうなこともありますので、できればこの海津庁舎の耐震のほうを先に行いたいというふうな考えはありますけれども、とりあえず、まずこの統合庁舎の9億円余りの予算を削るという修正をして、そしてもう一度考え直していただきたいという思いで、この修正案を共同で提出させていただきました。

本当に、この予算はこのままでいいのかという問題がやっぱり残っていると思います。何と言っても、去年3月11日のあの震災の後、本当に危機管理の問題が市民の皆さんからいろいろな声を聞きます。リスクの分散ということも考えた上で、この修正をした後の予算を考えていただきたいということを申し述べまして、賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（森 昇君） 次に、原案に反対者の発言を許可します。ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） これで討論を終わります。

これから、議案第3号の採決を行います。

まず初めに、原案に対する六鹿正規君ほか2人から提出されました修正案について起立により採決をいたします。

本修正案を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森 昇君） 起立4名、起立少数。よって、修正案は否決されました。

次に、修正案が否決されましたので、原案について起立により採決をいたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森 昇君） 起立12名、起立多数です。よって、議案第3号 平成24年度海津市一般会計予算は原案のとおり可決されました。

ここで、附帯決議案の提出がございましたので、少し休憩をいたします。10分間休憩いたします。

(午前9時20分)

---

○議長（森 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前9時34分)

---

○議長（森 昇君） お諮りします。ただいま永田武秀君ほか2人からお手元に配りました発議第1号 議案第3号 平成24年度海津市一般会計予算に対する附帯決議についてが提出をされました。これを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 平成24年度海津市一般会計予算に対する附帯決議についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

◎発議第1号 議案第3号 平成24年度海津市一般会計予算に対する附帯決議について

○議長（森 昇君） 追加日程第1、発議第1号 議案第3号 平成24年度海津市一般会計予算に対する附帯決議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

永田武秀君。

〔16番 永田武秀君 登壇〕

○16番（永田武秀君） 発議第1号、平成24年3月16日、海津市議会議長 森昇様。提出者、海津市議会議員 永田武秀、賛成者、海津市議会議員 藤田敏彦、賛成者、海津市議会議員 星野勇生。

議案第3号 平成24年度海津市一般会計予算に対する附帯決議について。

上記の附帯決議を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

理由としまして、請願が提出されるなど、市民にはこの時期一大関心事であることに間違いありません。多額の予算を費やし、この後何十年も利用する庁舎は市民の納得のいく内容で建設し、市民も自分たちのまちの象徴として他の市町に自慢できるものであってほしいと願っています。一度立ちどまって市民の声に耳を傾けたいと願うものであります。

議案第3号 平成24年度海津市一般会計予算に対する附帯決議（案）。

今回可決された標記予算の一部で、統合庁舎整備関連の工事請負費等の執行に当たって

は、平成24年1月31日付財第163号「統合庁舎建設計画見直し実施の請願の処理の経過及び結果の報告について」において、「今後は、使い勝手、親しみが持て、訪れやすい庁舎を目指し、行政、議会とともに庁舎を訪れられる市民の方の意見も取り入れながら、各種窓口サービスをスムーズに提供できるような体制整備を進めてまいります。また、統合庁舎建設完成図や財政計画等を市報かいづ、市のホームページ、情報提供コーナー（海津図書館内閲覧）及び財政課、南濃・平田庁舎市民総合窓口課（閲覧）等で市民に公表してまいります。」とありますが、公表のみにとまらず、使い勝手、親しみが持て、訪れやすい庁舎を目指し、市民の方の意見を取り入れるためには、説明会あるいは公聴会等を開催し、設計内容等を説明する機会を設けた上で意見を聞く方式をとられるよう強く求めます。

以上、決議する。平成24年3月16日、海津市議会。

よろしく願いいたします。

○議長（森 昇君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託することは省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

ただいまから発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議ありということでございますので、起立により採決をいたしたいと思っております。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 昇君） 起立6人、起立少数。よって、発議第1号は否決されました。

◎議案第4号 平成24年度海津市クレール平田運営特別会計予算から議案第38号 海津市下水道事業特別会計への繰入についてまで

○議長（森 昇君） 続きまして、日程第3、議案第4号から日程第37、議案第38号までの35議案を一括議題とします。

さきに各常任委員会に審査が付託してありますが、ただいまから各委員長から審査結果の報告を求めます。

初めに、総務委員長 川瀬厚美君。

〔総務委員長 川瀬厚美君 登壇〕

○総務委員長（川瀬厚美君） ただいまより総務委員会の報告をさせていただきます。

海津市会議長 森昇様、総務委員会委員長 川瀬厚美。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記、議案番号、件名、結果の順で報告いたします。

議案第15号 平成24年度海津市駒野奥条入会財産区会計予算、可決すべきもの。議案第16号 平成24年度海津市羽沢財産区会計予算、可決すべきもの。議案第17号 平成23年度海津市一般会計補正予算（第7号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第22号 海津市職員定数条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第23号 海津市暴力団排除条例の制定について、可決すべきもの。議案第24号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第25号 海津市税条例等の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第26号 海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第33号 海津市火災予防条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第34号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

付託案件の議案第22号 海津市職員定数条例の一部を改正する条例については、反対する意見があり、審査、採決の結果、賛成2、反対2で、委員長裁決により可決すべきものと決定をいたしました。

議案第26号 海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、意見があり、審査、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

なお、そのほか8案件は、すべて全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたことをあわせて御報告いたします。以上でございます。

○議長（森 昇君） 続きまして、文教福祉委員長 服部寿君。

〔文教福祉委員長 服部寿君 登壇〕

○文教福祉委員長（服部 寿君） 平成24年3月15日、海津市議会議長 森昇様、文教福祉委員長 服部寿でございます。

委員会審査報告書を朗読させていただきます。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第102条の規定により報告させていただきます。

議案番号、件名、結果の順で報告します。

議案第6号 平成24年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計予算、可決すべきもの。議案第7号 平成24年度海津市国民健康保険特別会計予算、可決すべきもの。議案第8号 平成24年度海津市介護保険特別会計予算、可決すべきもの。議案第9号 平成24年度海津市後期高齢者医療特別会計予算、可決すべきもの。議案第12号 平成24年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計予算、可決すべきもの。議案第13号 平成24年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計予算、可決すべきもの。議案第14号 平成24年度海津市介護老人保健施設事業特別会計予算、可決すべきもの。議案第17号 平成23年度海津市一般会計補正予算（第7号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第18号 平成23年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、可決すべきもの。議案第19号 平成23年度海津市介護保険特別会計補正予算（第3号）、可決すべきもの。議案第29号 海津市印鑑条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第30号 海津市介護保険条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第31号 海津市障害児通園訓練施設条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第32号 海津市はばたき設置条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第36号 甲と海津市間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について、可決すべきもの。議案第37号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について、可決すべきもの。

審査の経過を報告させていただきます。

ただいま報告いたしました16案件は、すべて全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたことをあわせて御報告させていただきます。以上でございます。

○議長（森 昇君） 続きまして、産業建設委員長 浅井まゆみ君。

〔産業建設委員長 浅井まゆみ君 登壇〕

○産業建設委員長（浅井まゆみ君） それでは、産業建設委員会の御報告をさせていただきます。

海津市議会議長 森昇様、産業建設委員会委員長 浅井まゆみ。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第102条の規定により報告いたします。

議案番号、件名、結果の順で報告します。

議案第4号 平成24年度海津市クレール平田運営特別会計予算、可決すべきもの。議案第5号 平成24年度海津市月見の里南濃運営特別会計予算、可決すべきもの。議案第10号 平成24年度海津市下水道事業特別会計予算、可決すべきもの。議案第11号 平成24年度海津市水道事業会計予算、可決すべきもの。議案第17号 平成23年度海津市一般会計補正予算（第7号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第20号 平成23年度海津市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第21号 平成23年度海津市水道事業会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第27号 海津市水防団条例を廃止する条例について、別紙のとおり修正可決すべきもの。議案第28号 海津市市営住宅条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第35号 市道路線の認定について、可決すべきもの。議案第38号 海津市下水道事業特別会計への繰入について、可決すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

付託案件の議案第27号 海津市水防団条例を廃止する条例について、修正案が会議規則第93条の規定により委員から提出されました。お手元の報告書の裏につけてありますので、御参照ください。

修正案の内容につきましては、海津市水防協議会は、水防計画等の厳密な協議を行う場として、海津市のあるべき姿をつくっていくために廃止しないことと、水防事務に関しては、建設部の所管であることにより、海津市内部組織設置条例中で水防に関係することを建設部に残すべきとの内容でありました。この修正案につきましては、審査、採決しました結果、賛成多数で可決され、修正案を除く部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、その他10案件につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことをあわせて御報告申し上げます。以上でございます。

○議長（森 昇君） 各委員長の報告が終わりました。

それでは、各委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、総務委員会付託案件の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（森 昇君） 山田勝君。

○7番（山田 勝君） 先ほどの報告をお聞きしまして、市の条例等の一部改正についても異

論もあったというような報告を受けました。なお、次の議案第26号、国民健康保険税についても異論があったというふうの言い方をされましたが、もうちょっと具体的にどのような意見が出たのかお聞きできたらありがたいと思いましたので、お願いします。

○議長（森 昇君） 総務委員長 川瀬厚美君。

○総務委員長（川瀬厚美君） お答えします。

議案第22号の海津市職員定数条例の一部を改正する条例については、委員の方から、今は非正規雇用の方が多いということで、役所としては正規雇用を守ってほしいと、そんな御意見がございまして、賛同する方が見えまして、2対2ということになりまして、最終的に委員長の私が議決をいたしました。

それと、議案第26号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、賛成多数で可決いたしました。これは、一般会計から3億8,000万円ほどの繰り入れがされているがどうかということでありまして、特に、だから反対というような、そういった具体的な反対はなかったです。しかし、採決するときに反対票が投じられまして、採決の結果、賛成多数ということで可決すべきものとしたしました。以上です。

○議長（森 昇君） そのほかございせんか。

[挙手する者あり]

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 議案第24号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、委員からの御質問、御質疑がどんな状態であったか、お知らせください。

○議長（森 昇君） 総務委員長 川瀬厚美君。

○総務委員長（川瀬厚美君） 委員から、指定管理者選定委員会のメンバーについての御質問がございました。担当課長からは、学識経験者4名以内、専門知識を有する者、また副市長から9名で、5名が職員、あとは一般の方という答えがございました。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 公の施設については、おっしゃるとおりでいいと思うんですが、それに付随して海津市水防協議会条例の廃止が掲げてありましたが、これについての御質疑はありましたでしょうか。

○議長（森 昇君） 総務委員長 川瀬厚美君。

○総務委員長（川瀬厚美君） はい、ございました。

それに関して、消防長のほうから、水防協議会の廃止は防災会議がすべて網羅するというので、そういう説明がありまして、委員の方々はそれに納得をされました。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 委員が納得をしたということでしょうか。理解をされたのか、納得されたのか、どちらでしょうか。

○議長（森 昇君） 総務委員長 川瀬厚美君。

○総務委員長（川瀬厚美君） 納得をされたと思います。

○議長（森 昇君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） これで質疑を終わります。

続きまして、文教福祉委員会付託案件の質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認めます。

続きまして、産業建設委員会付託案件の質疑を許可します。

〔挙手する者あり〕

○議長（森 昇君） 永田武秀君。

○16番（永田武秀君） この議案第35号の市道路線の認定について、過日の本会議でいろいろと質問させていただきました。それについて、さらに産業建設委員会で協議していただきたいというお願いをいたしましたので、それについて、どのように審議いただいたかについて、具体的にお尋ねをいたしたいと思います。

まず、この海津34412号線、これは駒野工業団地内の市道の認定の問題でございますけれども、まずそのときに私、一番申し上げたのは、開発協議、道路認定をする上における道路の位置等における開発協議がどのようにされておるのかというようなこともお尋ねいたしておりますので、そのときに委員会でどのように審査され、現在、その開発協議の進捗状況等もどうなっておるか、そういう質疑がありましたらお答えをいただきたいと思います。

それと、何か急に市道認定というような話が出てまいりましたので、この市道認定の、当然道路としての認定で目的は、はっきりしておりますけれども、ただ、なぜこんなに急いで道路認定だけが先にやらなければいけないのかというようなことも大変疑問に思っておりますので、そのあたりのことについての質疑等もあったかどうかということもお尋ねしたいと思います。

それから、市道計画において、地元の自治会だとか関係者との協議もされておるのかどうか、それについてもそのような質疑、あるいは協議があったかどうかお答えをいただきたいと思います。

それからあと、市道認定の手順についても何か質疑があれば、具体的にちょっと御説明をいただきたい。

4点お願いいたします。

○議長（森 昇君） 産業建設委員長 浅井まゆみ君。

○産業建設委員長（浅井まゆみ君） まず申し上げたいのは、永田議員さんが産業建設委員会に傍聴しに来てみえたのに質問されるのはいかがなものかなということだと思います。ですが、答えさせていただきます。

開発協議が調っていないのに市道認定はできるのかという御意見はございませんでした。

それから、地元との協議は同意が得られているかという質問がありましたが、努力はしているが、まだ調っていないとの答弁でございました。

それから、委員より、道路計画図はできているかという質問においては、計画平面図はありますというお答えでございました。そして、今回認定をするに当たって、建設課と協議をして要望し、上程したということでした。

それから、ある委員からは、実延長ゼロで利用できない道路をなぜ認定しなければいけないのか疑問であるということで、国道事務所、公安委員会と協議をした結果、道路認定したことについては、約束事がありますからということとは十分理解しているが、なぜ議会にその前に報告がしていないのは問題であるという御意見がございまして、答弁といたしましては、今回道路法8条2項の認定をしてもらってから、この事業を進めていった暁に供用開始できるような現地ができれば供用開始の告示をしていくようお願いしていくということでした。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（森 昇君） 永田武秀君。

○16番（永田武秀君） これ、議長さん、私、傍聴したらこういうところで質問してはいけないというような、委員長からの報告の冒頭の発言ですけど、これは私は不適切な発言だと思います。傍聴したから、聞いておるでお前は質問せんでもええという、そんな発言というのは、あくまで傍聴はお聞きしておるだけで、要するにお尋ねすることとは私は基本的に違いますので、このあたりの発言については、それなりに議長の見解をお聞きしたいし、やっぱり不穏当であれば、議事録から私は削除していただきたい。そんなことというのは、傍聴に行っておったら質問ができないなんて、そんなことは全く私としては心外だと思いますので、ぜひひとつそれはお願いしたいと思います。

で、質問は続けさせていただきます。よろしいですか。

○議長（森 昇君） 先ほどの質問ですが、浅井委員長もただ事実の傍聴に来てみえたということだけで、先ほど永田議員が言われる、傍聴に来ておったから質疑ができないという意

味のことじゃないと思います。現に回答されておりますので。

○16番（永田武秀君） ただ、議長、そんな傍聴に行っておったとか、行かないとか、こんな議場で一々発言することなんでしょうか。これは前提として、私はおかしいと思いますし、これは私は不穏当の発言だと思っておりますし、今後、委員会で傍聴したら、各委員長の回答の中で、おたくは傍聴されておりましたからと、これは明らかに発言内容を抑えるようなことの内容だと思いますので、それ以上のことは言いませんけれど、やっぱり考えていただきたいと思います。

○議長（森 昇君） はい。

○16番（永田武秀君） 質問を続けさせていただきます。

その中で、私は一つお尋ねしているんですけど、この道路認定を急ぐ目的ですね。今、先ほど委員長から説明がありましたように、まだ開発協議が進んでいない中で、道路認定だけ何か急に慌ててやると。その中でちょっとおっしゃったのは、公安委員会との何か協議があるということの説明でありましたんですけど、公安委員会との協議というのは、具体的にどんなことを公安委員会と協議されておるのかというようなことは、その中で御説明があったかどうか、御説明をいただきたいというふうに思っております。

それに伴って、やっぱり地元の方々との協議等も実際に行われておるのかどうか、当然いろんな交通上の問題だと私は想定いたしますけれども、そういったことに対する地元自治会だとか、そういったところの方との協議もしながら進めておられるのかどうかというような質問等があったかどうかもおひとつお答えいただき、またそして地元の方々はそれに対してどのようにお考えになっておられるかというようなことも質問の中、あるいは答えの中であつたかどうかだけ、お答えいただきたいと思います。

○議長（森 昇君） 産業建設委員長 浅井まゆみ君。

○産業建設委員長（浅井まゆみ君） お答えします。

公安委員会との具体的な協議をどんなことをされたかという御説明はございませんでした。

それから、地元との同意でしたか、具体的には何にも質問もございませんでした。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（森 昇君） 永田武秀君。

○16番（永田武秀君） 最後にします。

それで、これは市道認定されますと、道路法によって順次手続が進んでいくと思うんですけど、若干供用開始の話もされましたけれど、こういったのはあれでしょうか、審議の中で、いわゆる道路認定する場合、私は非常に不思議に思っておるのは、道路の区域とかこう

いうものが決まっていらないのに、これは本会議でもお尋ねしたけど、結局明快な回答が得られなかったんですけれども、当然道路認定する場合、幅員は書いてありますけれども、そういったような具体的に道路計画、どんな道路ができて、どうなんやというような説明とか、あるいは質問等もなかったでしょうか。ありましたら、どんな道路がどういうふうにできて、そして供用開始までどんな手順で、道路認定後、事が進んでいくのかだけ、もしそういう説明、あるいは質問等がありましたら、内容を具体的に御説明願いたいというふうに思っております。以上です。

○議長（森 昇君） 産業建設委員長 浅井まゆみ君。

○産業建設委員長（浅井まゆみ君） そのような質問も説明もございませんでした。

○議長（森 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） これで質疑を終結します。

これより議案第4号から議案第7号までの討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第4号から議案第7号までの4議案につきまして、一括採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号から議案第7号までの4議案につきましては、一括採決いたします。

議案第4号から議案第7号までの4議案について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 平成24年度海津市クレール平田運営特別会計予算、議案第5号 平成24年度海津市月見の里南濃運営特別会計予算、議案第6号 平成24年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計予算、議案第7号 平成24年度海津市国民健康保険特別会計予算、以上4議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第8号 平成24年度海津市介護保険特別会計予算についての討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

8番 堀田みつ子君。

〔8番 堀田みつ子君 登壇〕

○8番（堀田みつ子君） それでは、議長の許可を得ましたので、議案第8号 平成24年度海津市介護保険特別会計予算に反対の立場で討論をいたします。

新年度からの介護保険は、基準月額5,380円での予算が組まれております。県支出金の財政安定化基金交付金を入れても、介護保険料の引き上げ幅は県内の平均よりは低いのですが、保険料としては県下で2番目に高い基準月額となっております。

平成24年度限りですが、財政安定化基金を取り崩して保険料の増額を抑えることが可能になりました。しかし、それだけでは、先ほども言いましたように、保険給付費の伸びに追いつかないのが現状で、基準月額が5,380円ということになりました。この介護保険制度は、自治事務ということで、一般会計から繰り入れることについて罰則規定は定められておらず、基本的には一般会計からの繰り入れをやるかどうかは市町の判断ではないでしょうか。

そこで、65歳以上の第1号被保険者の負担の軽減のため、一般会計からの繰り入れを求めて反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（森 昇君） 以上で、通告による討論は終わりました。

そのほか、討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森 昇君） 起立12人、起立多数であります。よって、議案第8号 平成24年度海津市介護保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 平成24年度海津市後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

8番 堀田みつ子君。

〔8番 堀田みつ子君 登壇〕

○8番（堀田みつ子君） ありがとうございます。

議長の許可を得ましたので、議案第9号 平成24年度海津市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論を行いたいと思います。

政権与党は、後期高齢者医療制度の廃止を公約していたものの、いまだに廃止になっておらず、公約違反の典型の制度であります。国民健康保険では、市が運営主体で、運営協議会があり、保険料や予算なども被保険者の代表が協議する場が保障されております。しかし、

後期高齢者医療制度は、県一本で広域連合をつくり運営しているため、遠いところでいつの間にか保険料が決められている感がつきまといえます。さらに、広域連合議会での議論も活発とは言いがたいものがあります。

今回、平成24年度からの保険料について、2年に1度の改定時期に当たっております。2年前には据え置かれていましたが、新年度からは平均4%の引き上げ幅となっております。介護保険料の値上げに加え、後期高齢者医療の保険料の値上げが続くことは、年金暮らしの高齢者いじめとも受け取れる予算であり、早期にこの制度の廃止を求めて反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（森 昇君） 以上で、通告による討論は終わりました。

そのほか、討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森 昇君） 起立12人、起立多数であります。よって、議案第9号 平成24年度海津市後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号から議案第21号まで討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第10号から議案第21号までの12議案につきまして、一括採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号から議案第21号までの12議案につきましては、一括採決いたします。

議案第10号から議案第21号までの12議案について、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 平成24年度海津市下水道事業特別会計予算、議案第11号 平成24年度海津市水道事業会計予算、議案第12号 平成24年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計予算、議案第13号 平成24年度海津市介護老人福

社施設事業デイサービスセンター特別会計予算、議案第14号 平成24年度海津市介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第15号 平成24年度海津市駒野奥入会財産区会計予算、議案第16号 平成24年度海津市羽沢財産区会計予算、議案第17号 平成23年度海津市一般会計補正予算（第7号）、議案第18号 平成23年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第19号 平成23年度海津市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第20号 平成23年度海津市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第21号 平成23年度海津市水道事業会計補正予算（第1号）、以上12議案は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第27号 海津市水防団条例を廃止する条例について、原案及び委員会修正案について、一括して討論を行います。

委員会修正案について、反対討論ありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（森 昇君） 水谷武博君。

[12番 水谷武博君 登壇]

○12番（水谷武博君） それでは、議長の許可を得ましたので、修正案に対する反対討論を申し上げます。

産業建設常任委員会の質疑の中でも申し上げましたが、海津市水防団再編検討会が平成21年度、22年度で6回行われ、市長に平成22年10月27日に報告書が提出されているのに、約1年5カ月後の今定例会に提案されたことは余りにも遅過ぎる感があり、私は執行部に不満、注意を促し、市長から反省、おわびの弁がありました。本来執行部から提案された条例そのものには賛成するものとして、意見を述べさせていただきます。

水防団再編検討会の報告書による水防業務について、防災の一元化、指揮命令系統の統一、消防団と専任水防団との機動力の比較、また治水事業の進捗状況などが検討された結果、海津市水防団を平成24年3月31日に解団し、平成24年度より海津市消防団に水防業務を移行し、消防組織法に基づきます本来の任務である水火災業務を行うことと理解しております。

また、海津市防災会議条例第4条に、防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員会を置くことができるとあります。防災関係を一本化し、総合防災の中で水防に関し、防災会議で憂慮する事案があれば、水防関係の有識者を市長が任命し、審議することもできます。

そこで、星野議員から提出されました海津市水防協議会条例等の修正案であります。2月16日に開催された海津市防災会議に地域防災計画案と平成23年度海津市水防計画案が提出され、承認をされたと聞いております。

また、地域防災計画の中に位置づけられております水防計画であります。今後海津市消防団に水火災業務を担っていただくことになれば、防災会議を所管する消防本部に水防事務をお願いすることとなり、水火災業務の一元化を図るためにも、当初案のとおりとして修正案については反対するものでございます。

なお、河川管理は建設部の分掌事務であり、河川改修を初めとする治水整備を国や県と一体となって進めてまいらなければなりません。水防と河川改修は、言うなれば車の両輪であると理解をしておりますので、お互いに協力を進めていくものと理解をしております。

また、先ほども総務委員長の報告でもございました。総務委員会でも防災会議、あるいは消防本部、消防団等で関連があり、質疑、議論がされ、委員長の報告では納得をされたと感じております。

以上、修正案に反対する討論とさせていただきます。

○議長（森 昇君） 続きまして、修正案に対しての賛成討論ありますか。

星野勇生君。

〔15番 星野勇生君 登壇〕

○15番（星野勇生君） 私は、議案第27号 海津市水防団条例を廃止する条例について、修正案を提出した者として、修正案に対して賛成討論を行います。

平成17年3月28日、合併時のすり合わせにより、海津市水防団は専任の高須輪中水防団と兼任の南濃水防団により組織されたことは御承知のとおりであります。

また、平成22年度より、海津市消防団の組織見直しがされることにより、海津市水防団再編検討会議設置要綱が定められて、高須輪中水防団と南濃水防団のあり方等について、平成22年9月までに6回の会議が開催され、平成22年10月7日に報告書として市長に提出されています。

その内容は、海津市水防団を平成24年3月31日に解団し、平成24年度より海津市消防団に水防業務を完全移行し、消防組織法に基づき、本来の任務である水火災業務を行うとしていきます。

したがって、議案第27号 海津市水防団条例を廃止する条例については、報告書に沿って提案されていますので、総論では問題ありません。しかし、条例附則の第2条1号で、海津市水防協議会条例は廃止すると定めてあります。また、第3条で、海津市内部組織設置条例の一部改正において、建設部の事務分掌である水防に関することが削除されています。これは一体何を意味をするものなのでしょう。もちろん、水防団再編検討会議において、水防協議会条例の廃止及び水防に関することについて協議された形跡もなく、単に消防機関への責任転嫁ではと考えます。

さて、災害対策の基本は予防と警防であります。特に予防の重要性をかんがみて、日ごろ

から危険箇所の点検や、危険箇所と思われるところの整備をすることが被害の拡大を最小限にする効果があります。河川や谷の管理責任の一翼を担っているのは、海津市では建設部ではないでしょうか。それともほかに担うポジションはあるのでしょうか。

したがって、水防に関することについては、従前のおりとされるのが望ましいと考えます。

また、災害対策基本法の定めによる設置されております海津市防災会議で、海津市水防計画を図ることができる。これは水防法第33条に定めておりますとの説明ですが、海津市は既に設置されている水防協議会条例を廃止することなく、高須輪中水防団の歴史を傳承し、国や県の水防計画にない海津市独自の水防計画が検討されることを願い、存続を希望いたします。

私は、以上の理由により産業建設委員会において、議案第27号、海津市水防団条例を廃止する条例の一部修正案を提出いたしました。本日は、その修正案の賛成者として賛成討論をいたしました。議員各位には、修正案の意味を御理解いただきまして、御賛同いただきますようお願いを申し上げ、賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（森 昇君） ほかに修正案に対する反対討論はございますか。

〔「議長、修正案に反対です。ここでしたほうがいいんでしょうか」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 修正案……。

〔「ここでなくても、原案でも、ここは修正案ですので」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） それなら、ここでやってください。

服部寿君。

〔11番 服部寿君 登壇〕

○11番（服部 寿君） 議案第27号 海津市水防団条例を廃止する条例について、修正案にも反対し、また原案にも反対する趣旨の反対討論をさせていただきます。

原案に対する反対討論としては通告をとっておりますが、ここで修正案で反対討論しないと賛成かと解釈を間違えられるといけませんので、総論反対ですので、ここでさせていただきます。

まずもって、海津市水防団条例の廃止をする条例、今、星野議員から修正案の、提出者からの賛成討論がありましたが、まずもって私は、海津市水防団条例（平成17年海津市条例第150号）を廃止するという原案、いわゆるもとの総論に反対するものでありますので、討論させていただきます。

まずもって、海津市民の生命・財産を守るために、この海津市水防団は合併以来、平成17年3月28日より施行されております。私は、今から述べさせていただきます5点のことに關して説明し、反対討論とし、皆さんに賛同を求めるものであります。

まずもって、本第1回定例会に原案を市長のほうから提出されました。そのとき、質問させていただきましたが、今の海津市消防団に水防業務を任せられるのかということで質問させていただきました。現実、平成23年度に建物火災等が発生し、消防団が招集されましたが、現実、その火災の折の消防団の出席、1火災12人、1火災20人等々、消防団員として消防業務にも支障を来す人数であります。これは、建物火災でございます。それで、これの出動人員で、今の水防業務を消防団員に課せるのは非常に困難であり、非常に難しい。私は、消防団員の資質がどうか言っているのではありません。当然ですが、消防団員は仕事を持っており、家庭もあります。火災に出向きたくても出られない状況でもあるということも御承知いただきたいと思います。現実、このような観点から今の消防団員に水防業務を任せるのは大変困難であると考えます。

また、私ごとでございますが、今、水防団員として1年目を過ごさせていただいておりますが、過去に、25年ぐらい前に水防団員として2年間活動してまいりました。幸か不幸か、その2年間のうちに2回出動命令が下りました。西小島地内に出動ということでありました。現在みたいに携帯電話はございませんでした。私は、家業でありますハウスへ行っておりましたが、おばあちゃんが家の電話を受け、水防団員に招集令状がかかったから、西小島へ来なさいよということで、ハウスまでおばあちゃんが自転車で来ました。私はとっさに、当然ですが水防服に着がえ、出動してまいりました。

過日の質問でもありましたように、水防団員は、いわゆる高須輪中水防団207人、南濃水防団169人でありましたが、訓練でも9割近くの出席をしていただいております。そして、その25年前の出動命令におきましても、私のほかたくさんの方が出動され、土のうづくりを懸命にされておりました。水防団員の年齢等は、皆さん御承知のとおり、高い年齢であるからかもわかりませんが、皆さん、昔からの水との闘いを思い込み、いざとなったら出動するという意気込みの中で出動してまいりました。そのような意気込みの中で、今の高須輪中水防団並びに南濃水防団はそういう形で歴史ある海津の水の守りを守ってまいりました。

皆さん、御存じのとおり、高須輪中の歴史は明治31年です。114年の歴史がございます。過去の海津町、平田町の合併から、また組合立になってから、平成17年の海津市の合併からいろいろ組織編成はなされましたが、114年という高須輪中の歴史、これは重いと思います。皆さん、御承知のとおり、海津は昔から水との闘いで明け暮れておりました。そのために設置された高須輪中水防団であります。せんだっての質問にもさせていただきますが、岐阜県下で水防団が消防業務と離れているのは、岐阜市と羽島市と海津市だけであります。長良川水系の中で一番下流であるこの海津市、高須輪中水防団を廃止するということは、水との闘いから一歩後退するという観念を持っております。

私は過日、岐阜市と羽島市の水防業務を行っている担当課に電話させていただきました。

海津市においては、今日、水防団を廃止する条例が出ておるが、岐阜市や羽島市においてはどうかという質問をさせていただきましたが、到底、今の現段階では水防団を廃止することは毛頭考えていないということでございます。また、3.11の東日本大震災等、また台風被害等、水防業務に課せられた水防団の役割は大であるというお言葉をいただいております。その観点から、海津市が率先して水防団を廃止することは、海津市民の生命・財産を守るためにも、これはいかなるものかということで、今反対討論をさせていただきます。

また、どこのCMかわかりませんが、安心・安全という意味でさせていただきますが、この地域は当然長良川河口堰が運用され、また徳山ダムが完成し、安全面ではハードの面で大変高くなった思いもありますけれども、さて市民を安心して守れるかということでございますが、親子で散歩しておるところに、いわゆる犬がほえてきたと。で、その犬を見ると綱が引いてあったと。これは、だから、お母さんが「安全だからいいよ」と言いましたけれども、子どもはお母さんの手を握って、お母さんがいるから安心だよという意味で、安心・安全がなされるんであります。そういった観点から、河口堰並びに徳山ダムが完成されましたけれども、高須輪中水防団があるから市民は安心であると。枕を高くして寝られるという思いがあると思います。その観点からも、廃止については反対であります。

そして最後に、今、水谷議員からありましたように、また質問でも述べさせていただきました。平成21年に海津市水防団再編検討会議が設立され、幾たびの会議をされて、平成22年9月21日に市長に答申がなされました。それから1年6カ月余り、市執行部側は、過日の質問にもありました自治連合会の説明とか、市報かいつとかの掲載等によって、この平成24年3月31日をもって水防団を廃止すると。議会には、その1年6カ月間、廃止の条例を上げてこず、議員の意見も聞かず、ただ検討会は廃止という当然答申は出されましたけれども、その間に幾たびか条例を提出する機会があったかと思えます。

昨年、第4回定例会の折には、消防団員の報酬等の条例改正がなされました。そのときにも私は述べさせていただきましたが、高須輪中水防団並びに南濃水防団の存続、水防団条例は、今現実、条例として残っておるのにもかわらず、その廃止するという方向で消防団員の報酬を上げる、水防業務も引き継ぐのだから報酬を上げる、それはそれで結構なんですけれども、まずもって議案提出の順序が違うんじゃないかと。

高須輪中水防団、南濃水防団を廃止しますよと議会に提出し、議会で議論し、我々議員が海津市民の生命・財産を守るためにどうやるかということを実際に討議し、結論を出し、その後、報酬なり、また市民なりに説明するのが私は筋であると思います。議会軽視、いや議会無視に等しいという考えを持っております。

以上の観点、今、高須輪中水防団は申しましたように207人、南濃水防団は169人でありませう。海津市消防団は407人、もしも今、今日、河川が増水し、今は水防団ですが、この廃止

になった後、4月以降、消防団に出動命令がされたとき、今言った建物火災でもこの団員の出動人数であります。消防団員が果たして現場に駆けつけてくれるでしょうか。駆けつけることができるでしょうか。407人のプラスアルファ、水防団、両方合わせて376名の水防団がそこに加われば、足した数は足すなんです。消防団員一人は一人なんです。

以上の観点から、本当に水防団はなくしていいのか、議員の皆さんに本当にお願いするわけでありまして。だれが責任を持つんでしょうか。もしも水防団を廃止し、皆さんの生命・財産を脅かすことがあったときに、今の消防団で守れるわけがないと私は確信しております。ですから、以上の観点から、修正案も原案も皆さん反対し、着席のままでおっていただきたいとお願い申し上げます、討論とさせていただきます。

○議長（森 昇君） 修正案の賛成討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 次に、原案についての反対討論ですが、先ほど服部議員のほうから討論の通告がございました。重複するかもわかりませんが、発言を許可します。

○11番（服部 寿君） 議長、結構です。

○議長（森 昇君） 賛成討論はございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） そのほか、討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第27号を採決いたします。

本案の委員長の報告は修正可決すべきものです。まず委員会の修正案について、起立による採決をいたします。

委員会の修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森 昇君） 起立4人、起立少数です。よって、委員会の修正案は否決されました。

次に、修正案が否決されましたので、原案について起立により採決をいたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森 昇君） 起立9人、起立多数です。よって、議案第27号 海津市水防団条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。11時に再開をいたします。

（午前10時42分）

---

○議長（森 昇君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前 11 時 00 分）

---

○議長（森 昇君） 次に、議案第22号について討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

8番 堀田みつ子君。

〔8番 堀田みつ子君 登壇〕

○8番（堀田みつ子君） それでは、議長の許可を得ましたので、議案第22号 海津市職員定数条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

私は、これまでも自治体の職員は非正規ではなく、正規職員で対応することを求めてまいりました。働く場所、働き方によって、その人の能力を発揮のされ方も大きく変わってくるのではないのでしょうか。職場の状況や業務の内容にも影響が出てくるものと思います。仕事など事務量がそれほど減るわけでもなく、責任もついて回る中で、嘱託職員や日雇職員として働かなくてはならないとなると、次第に働く意欲をそいでいくことになりかねません。それは、住民の利益にもならないと考えます。

そして、正規職員と非正規職員の心も含め、溝を拡大させ、深くしているのではないかと懸念しています。それが市にとってよいこととは考えられません。やむを得ず非正規で働かざるを得ない職員にとって、職員定数の減は希望を奪うものだと思います。

今、自治体として正規職員をふやし、働き方の模範となるような雇用形態にしていくことこそ望ましいと考え、条例案に反対いたします。

○議長（森 昇君） 以上で、通告による討論は終わりました。

そのほか、討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森 昇君） 起立12人、起立多数であります。よって、議案第22号 海津市職員定数条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号について討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第23号を採決いたします。

議案第23号 海津市暴力団排除条例の制定について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森 昇君） 起立全員です。よって、議案第23号 海津市暴力団排除条例の制定については、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第24号について討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第24号を起立により採決いたします。

議案第24号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森 昇君） 起立15人、起立多数です。よって、議案第24号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第25号、議案第26号、議案第28号及び議案第29号の4議案についての討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第25号、議案第26号、議案第28号及び議案第29号の4議案について、一括採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号、議案第26号、議案第28号及び議案第29号の4議案につきましては一括採決いたします。

議案第25号、議案第26号、議案第28号及び議案第29号の4議案について、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号 海津市税条例等の一部を

改正する条例について、議案第26号 海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第28号 海津市市営住宅条例の一部を改正する条例について、議案第29号 海津市印鑑条例の一部を改正する条例について、以上4議案は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第30号について討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

8番 堀田みつ子君。

〔8番 堀田みつ子君 登壇〕

○8番（堀田みつ子君） 議長の許可を得ましたので、議案第30号 海津市介護保険条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

先ほども介護保険特別会計予算の討論の折に述べましたが、保険料が標準月額5,380円と14.5%の伸びになっています。所得金額の段階区分は6段階から8段階へと、以前に比べ所得階層が細かく区分けしてあり、少しは納入者への配慮がなされてきたと考えます。しかし、国民健康保険税も後期高齢者医療の保険料も値上がりしています。高齢の方から、「もう年寄りには死ねということか」と言われ、本当に心が痛みます。

先ほど平成24年度一般会計予算で統合庁舎を削るという修正案を提案いたしましたのは、国民健康保険特別会計には一般会計から財政支援分の繰り入れも行われ、保険税の引き上げ幅を抑えています。そういうことがあったからであります。再び述べますが、介護保険は自治事務です。基本的にペナルティーはありません。一般会計からの財政支援の繰り入れを求めまして、討論いたします。ありがとうございました。

○議長（森 昇君） 以上で、通告による討論は終わります。

そのほか、討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森 昇君） 起立12人、起立多数であります。よって、議案第30号 海津市介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号から議案第34号までの4議案についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第31号から議案第34号までの4議案について、一括採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号から議案第34号までの4議案につきましては一括採決いたします。

議案第31号から議案第34号までの4議案について、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号 海津市障害児通園訓練施設条例の一部を改正する条例について、議案第32号 海津市はばたき設置条例の一部を改正する条例について、議案第33号 海津市火災予防条例の一部を改正する条例について、議案第34号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、以上4議案は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第35号について、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第35号を起立採決いたします。

議案第35号 市道路線の認定について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森 昇君） 起立13人、起立多数。よって、議案第35号 市道路線の認定については、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第36号から議案第38号までの討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第36号から議案第38号までの3議案につきまして、一括採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号から議案第38号までの3議案につきましては一括採決いたします。

議案第36号から議案第38号までの3議案について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号 甲と海津市の間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について、議案第37号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について、議案第38号 海津市下水道事業特別会計への繰入について、以上3議案は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

◎議案第64号 海津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長（森 昇君） 続きまして、日程第38、議案第64号 海津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

平成23年海津市議会第4回定例会において、文教福祉委員会に審査が付託してありますので、委員長から審査結果の報告を求めます。

文教福祉委員長 服部寿君。

〔文教福祉委員長 服部寿君 登壇〕

○文教福祉委員長（服部 寿君） 平成24年3月15日、海津市議会議長 森昇様、文教福祉委員会委員長 服部寿です。

委員会審査報告書を朗読させていただきます。

本委員会に平成23年第4回定例会に付託され、継続審査となっていた案件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会期規則第102条の規定により報告いたします。

議案番号、議案第64号 海津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、否決すべきもの。

審査意見を述べさせていただきます。

平成19年第4回定例会で可決された議案第88号 海津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例では、南濃町地内中学校の統合を平成26年4月1日としている。しかし、今回の一部改正の条例案は、現在、平成19年当時と比べ、学齢児童数がさほど変わらず、むしろ少子化が進んでいる状況であり、統合の期日を延期、何月何日と決めていないことについて、明確な論旨がなく是認できるものではない。

このような理由から、統合を促進されるよう要望するものである。以上でございます。

○議長（森 昇君） 委員長の報告が終わりましたので、質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 委員長に確認をさせていただきたいと思います。

請願のときにとおもいましたが、ここでとりあえずお願いをいたします。

平成24年1月26日に開催されました文教福祉委員会において、永田議員から国の方針等について述べられ、当時の計画がまさに正しかったかどうかのお尋ねがありました。特に、南濃町の首長からの引き継ぎ事項、あわせて南濃町の教育委員会の引き継ぎ事項の違い、これについて指摘がありましたが、私の範疇であります文書によりますと、昭和31年6月30日付で文部事務次官が通達を出しております。これは地教法の改正に伴って、その文書の判断について通達が出されたものと認識をいたしております。以前は、教育委員会法があつて、いわゆる2つの組織が同じ市町に存続する。それを首長の総合調整権を与える地教法になっておりますので、その辺のことについて審議をし、調査・検討をされたのか、その辺についてお答えください。

○議長（森 昇君） 文教福祉委員長 服部寿君。

○文教福祉委員長（服部 寿君） 星野議員の質問に答えさせていただきます。

平成24年1月26日の文教福祉委員会の永田委員から、その参考人として教育委員長ほか、教育委員長職務代理者にも御出席いただき、委員会を開いた件での質疑かと思ひます。

永田委員からそのような質問がございました。それに対してですが、過去と申しますか、合併前の南濃町からの引き継ぎ等のことの集約で質問を受けました。その文部科学省等の質問でありましたけれども、私の範疇では、過去の引き継ぎ等に関しては、本条例改正のときには、いわゆる仮定の話ですので、委員長も肅々と申しますか、そういうふうな判断をされたということでしたので、その文部科学省の通達等のことに関しては、質問等のことで委員長が答えられておりますけれども、細部にわたっては肅々と申すということ判断されたということ判断されたと思ひます。以上であります。

〔挙手する者あり〕

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） どうしてこんなお尋ねをしておくかということ、誤解が招かれているようにも思ひます。当時、永田議員が利用されたのは、文部科学省管理局長通達なんでございます。確かに、学校の位置、建設についての協議は教育委員会の所管の事務ではあります。先ほども申し上げたように、その前に出された文部事務次官通達による首長の調査権、総合調整権を抵触するやに私は思ひます。したがって、判断が偏ってしまうとこういつたことについて非常に誤解を招きやすいのではないかと、そういったことを現在の文教福祉委員長はどういつたお考えで進行されたか、最後に1点だけお尋ねしておきます。

○議長（森 昇君） 文教福祉委員長 服部寿君。

○文教福祉委員長（服部 寿君） 星野議員の私の考え方ではありますが、委員会を開催させていただき、委員の皆さんから御意見等を伺っております、その中で今、永田委員からの経過の中で質疑がなされました。私としては、今申しました平成17年に合併してからの、当海津市としての対応であります。過去のことに関して、私も、教育委員長さんもおっしゃられておりましたけれども、外してといいますか、新たに市になってからの条例等々の動きから判断されたということで、私はこの文部科学省の通達、いわゆる局長通達ではありますが、私は観点から思いは持っておりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） ありがとうございます。

合併後の話に、以前については触れない、そういう委員長の報告でありましたが、この原点をつくっているのは、平成18年度に作成された中学校適正配置検討という文書で作成されております。その内容の一部誤りを当時、永田議員が追及したものであるということを考え、合併後の問題として今後もとらえていただけるとありがたい、そんなことを思うのですが、その答えについて、委員長としてどういうお考えでしょうか。

○議長（森 昇君） 文教福祉委員長 服部寿君。

○文教福祉委員長（服部 寿君） 指摘の件でありますけれども、いわゆる永田委員の考え方で、いわゆる教育委員長、職務代理者も含めて、私も踏まえてですが、論点のずれがあるという認識であります。今、星野議員がおっしゃったように、私もそういう観点であります。そういうふうにお答えをさせていただきます。

○議長（森 昇君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

10番 松岡光義君。

〔10番 松岡光義君 登壇〕

○10番（松岡光義君） 議長の許可を得ましたので、反対の討論をさせていただきます。

議案第64号 海津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、原案に反対するものとして反対の討論を行います。

現在、南濃中学校の生徒が減少している中、生徒数の減少により、講師の数においても、臨時の講師による対応で生徒の専門的な教育を受ける権利がなくなっていることや、部活動

においても、部活数が減って生徒が十分に満足する選択肢がないことなどがあります。また一小学校、一中学校の持ち上がり型の教育環境については、人間関係が固定され、人間的に広い社会性が養われなくなり、価値観が狭くなっていることと考えられます。

多くの生徒が学ぶことにより、競争が生まれ、切磋琢磨して人間形成がなされていくものと思います。以前に養南中学校と城山中学校が統合されましたが、養南中学校から城山中学校へ通う生徒の保護者の方から、統合されてよかったという意見を多く耳にします。これからの海津市を担う子どもたちのために、こうした教育環境を解消することが必要と考え、早期に城南中学校と南濃中学校の統合を促進すべきであります。

今回の条例改正については、先の見えない延期ともとれる内容となっており、これに反対するものであります。

以上、反対討論とします。

○議長（森 昇君） 続きまして、賛成者の討論を、8番 堀田みつ子君。

〔8番 堀田みつ子君 登壇〕

○8番（堀田みつ子君） それでは、議長の許可を得ましたので、昨年の第4回定例会より継続審査となっていた海津市立小学校及び中学校の設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をいたします。

これまでも、南濃町は南北に長く、起伏がある地形であるために、子どもの通学の安全性が確保できないなどの問題があると考え、南濃町では、せめて中学校は2校必要であることを、子どもの人数だけにとらわれず、教育環境を整えることなどを主張してまいりました。合併して市となった今、全体を見回して通学する子どもの立場と保護者の意見を尊重し、市全体を見据えて中学校の配置を検討すべきとの考えから、今回の条例には賛成するものです。よろしくお願いします。

○議長（森 昇君） 以上で、通告による討論は終わりました。

そのほか討論はありませんか。

永田武秀君。

〔16番 永田武秀君 登壇〕

○16番（永田武秀君） 議案第64号 海津市立小学校及び中学校の設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で賛成討論をいたします。

賛成のまず第1の理由は、平成19年12月7日に旧南濃町住民5,654名の方々から、議会に対し、旧南濃町中学校適正配置（城山中学校周辺）を見直し、住民意向調査を求める要望書が提出されましたが、要望をかなえることなく、同条例の一部改正が可決されてしまいました。

それから第2の理由は、先ほど星野議員の質問と関連する内容を、より細かく賛成の理由

の中に取り上げて説明させていただきたいと思います。

平成17年3月28日、海津郡3町が合併し、海津市が誕生し、同時に旧南濃町から海津市教育委員会に南濃町地内中学校適正配置に係る事務が引き継がれた。海津市教育委員会は、この事務引き継ぎを受け、引き継ぎ事項に示された1校統合が最も望ましく、場所は城山中学校周辺が最適地であることを尊重しながら、適正配置に関する具体的な方策について検討し、海津市南濃町地内中学校適正配置等に関する基本方針と具体策をまとめた後、平成18年8月9日に海津市教育委員会は方針を決定し、平成19年12月に条例の一部改正案を提案し、可決され、今日に至っております。

その後、以下の事実が明らかになりました。平成17年3月28日付、前任者、南濃町教育委員長から、後任者、海津市教育委員長の事務引き継ぎには1校統合が最も望ましく、場所は城山中学校が最適地であるとの内容は一切ありません。確かに、南濃町長から海津市職務執行者への事務引き継ぎ書にはその内容があります。同一事件名の事務引き継ぎ書が全く内容が異なるものが2つ存在をしておりました。しかし、昭和31年、先ほど星野議員に出られました話ですけど、昭和31年9月24日付、各都道府県教育委員会と各知事あて、文部省管理局長通達では、学校建築の実施の取り扱いについて、地方公共団体の内部における長と教育委員会の関係で学校建築の実施について、具体的に言えば、学校建築の意思決定、学校の位置の決定、校舎の配置計画、平面図の作成等、学校建築の一般的計画に関する事務は教育委員会のつかさどるところであるとしています。

本件は学校の位置を決定する事案です。したがって、所管は教育委員会と考えます。この通達は現在もあるということをおは委員会を確認をいたしましたら、これはこのままあるという回答でございました。平成19年12月定例議会で、海津市教育委員会は南濃町からの引き継ぎ事項を理由に、条例の一部改正が提案されました。さきに述べましたように、海津市教育委員会には、そのような事務引き継ぎが行われていないという事実がわかりました。平成18年7月から平成19年当時の海津市教育委員会は、あたかもそのような事務引き継ぎがあったように理由づけ、条例改正の提案を行っています。このような重大な事実を見逃すわけにはいきません。明らかにさきに述べた文部省管理局長通達に違反していると思われる条例案の提出を意図的に議会に提案し、故意にその事実を隠し、その事実を議会に対し全く説明されていません。当時の海津市教育委員会には重大な責任があると考えます。しかし、今回提案された条例の一部改正の一部改正案は、まさに南濃町教育委員会から海津市教育委員会に引き継がれた内容に極めて近い内容と考えます。

平成19年12月定例議会に提案された条例をさらに改正する条例となります。昭和31年、文部省管理局長通達に違反と思われる内容を改正するものと解釈し、本条例案に賛成いたします。

最後に、国の通達、法令等を遵守することと、将来、希望を持って中学校へ通うであろう子どもたちが多くいることを念頭に置いて、教育行政の推進を図られることを強く要望して、賛成討論といたします。以上です。

○議長（森 昇君） そのほか討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第64号を採決いたします。

この採決は起立により行います。本案に対する委員長の報告は否決すべきものということになっております。したがって、原案について採決をいたします。議案第64号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森 昇君） 起立5人、起立少数。よって、議案第64号は否決されました。

---

#### ◎請願第5号について

○議長（森 昇君） 続きまして、日程第39、請願第5号についてを議題といたします。

平成23年海津市議会第4回定例会において、文教福祉委員会に審査が付託してありますので、委員長から審査の結果の報告を求めます。

文教福祉委員長 服部寿君。

[文教福祉委員長 服部寿君 登壇]

○文教福祉委員長（服部 寿君） 平成24年3月15日、海津市議会議長 森昇様、文教福祉委員会委員長 服部寿。

請願審査報告書を朗読させていただきます。

本委員会に平成23年第4回定例会に付託され、継続審査となっていた請願は次のとおり決定いたしましたので、会議規則第134条第1項の規定により報告させていただきます。

受理番号、請願第5号、受理年月日、平成23年12月5日、件名ですが、南濃中学校と城南中学校との統合促進について、請願者住所、海津市南濃町田鶴245-4、請願者氏名、河合貞治郎氏、ほか925名、紹介議員であります。川瀬厚美議員、星野勇生議員であります。

委員会の意見を述べさせていただきます。付託されてから、当委員会として5回の委員会を開催し、慎重に審査をした結果、平成26年4月に統合すべきとの意見で、請願の趣旨である「当初の平成26年度統合の計画に沿って施設整備を行っていく」ことに委員の賛同でまとめ、採択する必要があるとの結論に達したものであります。

審査結果の報告でございます。採択すべきもの。以上でございます。

○議長（森 昇君） 委員長の報告が終わりましたので、質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、許可します。

〔8番 堀田みつ子君 登壇〕

○8番（堀田みつ子君） それでは、議長の許可を得ましたので、請願第5号 南濃中学校と城南中学校との統合促進について、反対の立場で討論を行います。

請願の中に、これが内容のすべてとは思いませんが、気になる点がございました。それは、教育委員会の役目は学びやすい教育環境を整えて教育効果を上げ、将来に優位な人材を育てるかにあるのであってと述べられておりますが、それは子どもたちの育ちを中心にした言葉とは思えないところもあります。私は、子どもたちが学ぶ喜び、発見をする喜び、人生をより豊かに生き抜いてもらうために教育があると思います。確かに、住民の方の意見を聞き取るというアンケート等は必要な部分もありますけれども、しかし今、教育の方向性でいうと、世界の流れは少人数の教育ではないかと思えます。自分たち一人ひとりが必要とされているという思いも感じられる、統合しない中学校でよいと考えますので、請願の採択に反対いたします。ありがとうございました。

○議長（森 昇君） 以上で、通告による討論は終わりました。

そのほか討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから請願第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は採択すべきものです。この請願は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森 昇君） 起立11人、起立多数です。よって、請願第5号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

ただいま採択されました請願は執行機関に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することといたします。

---

◎報告第3号 専決処分報告について及び議案第39号 海津市証人等の実費弁償に関する条例について

○議長（森 昇君） 続きまして、日程第40、報告第3号及び日程第41、議案第39号について

てを議題といたします。

市長より、提案の理由の説明をお願いします。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） ただいま上程いただきました報告第3号の専決処分の報告について、御説明申し上げます。

本件の損害賠償の額の決定につきましては、平成23年6月24日に海津町帆引新田地内の市道海津14058号線において、ボックスカルバートのすき間に自転車の前輪がはまり転倒した傷害事故に関し、被害者に対して賠償金を支払うものであります。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定より御報告するものであります。

議案第39号の海津市証人等の実費弁償に関する条例については、地方自治法第207条の規定により、地方自治法、その他法令の規定に基づいて出頭した関係人、参考人及び公聴会参加者等の実費弁償について必要な事項を定めるため、新たに制定するものであります。

何とぞよろしく御願ひ申し上げます。

○議長（森 昇君） 市長の説明が終わりました。

なお、報告第3号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告ですから、質疑、採決は行いません。

議案第39号 海津市証人等の実費弁償に関する条例についての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。議案第39号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託することは省略いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これにより、議案第39号を採決します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号 海津市証人等の実費弁償に関する条例については、原案のとおり可決いたしました。
- 

◎派遣第1号 議員派遣について

- 議長（森 昇君） 続きまして、日程第42、派遣第1号 議員派遣についてを議題といたします。

本案を議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

- 議会事務局長（大橋茂一君） それでは、御説明させていただきます。

議員派遣について、派遣第1号をごらんいただきたいと思います。

会議規則第158条第1項の規定により、次の議員派遣について議会の議決を求める。平成24年3月16日提出。以上でございます。

その裏側を見ていただきたいと思います。

議員派遣一覧表でございますが、目的、場所、期間、議員でございますが、目的につきましては、平成24年度薩摩義士頌徳慰霊祭及び姉妹都市交流のためでございます。

場所につきましては、鹿児島県鹿児島市及び霧島市でございます。期間は、平成24年5月24日から25日。議員につきましては、浅井まゆみ議員、堀田みつ子議員、水谷武博議員、飯田洋議員でございます。以上でございます。

- 議長（森 昇君） ただいま議会事務局長が朗読しました派遣第1号の議員派遣についてお諮りします。本案について、議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、派遣第1号 議員派遣については、原案のとおり議員を派遣することに決定しました。
- 

◎議会運営委員辞任の件

- 議長（森 昇君） 続きまして、日程第43、議会運営委員辞任の件についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、藤田敏彦君の退場を求めます。

〔6番 藤田敏彦君 退場〕

- 議長（森 昇君） 3月12日、藤田敏彦君から、会派の解散に伴い、議会運営委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。本件は申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、藤田敏彦君の議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

藤田敏彦君、入場してください。

〔6番 藤田敏彦君 入場〕

○議長（森 昇君） しばらく休憩します。5分間休憩します。

（午前11時45分）

---

○議長（森 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時47分）

---

○議長（森 昇君） ただいま議会運営委員が欠けました。また、議員死去により、下水道対策特別委員が1名欠けております。議会運営委員の選任及び下水道対策特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第2及び追加日程第3とし、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員の選任及び下水道対策特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第2及び追加日程第3として、直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### ◎議会運営委員の選任

○議長（森 昇君） 続きまして、追加日程第2、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、松岡光義君を指名したいと思います。御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員は松岡光義君を選任することに決定しました。

---

#### ◎下水道対策特別委員の選任

○議長（森 昇君） 続きまして、追加日程第3、下水道対策特別委員の選任を行います。

お諮りします。議員死去により1名欠員となっております下水道対策特別委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、松岡光義君を指名したいと思います。これ

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、下水道対策特別委員は松岡光義君を選任することに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（森 昇君） 以上をもちまして、今定例会に提出されました案件はすべて議了いたしました。これをもちまして、平成24年海津市議会第1回定例会を閉会します。御苦労さまでございました。

（午前11時49分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成24年3月16日

議 長 森 昇

署名議員 川 瀬 厚 美

署名議員 松 岡 光 義